

## 幼児教育・保育の無償化について

### 1 無償化の経緯

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

この制度は、幼児教育の保護者の経済的な負担軽減を図る少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を考えて実施されるものです。

### 2 無償化の項目

対象	無償化の項目	無償化の条件等
1号認定	保育料	保育の必要性があることの認定を受けていること
	一時預かり（幼稚園型）利用料	
2号認定	保育料	
3号認定	保育料	市民税非課税世帯
上記以外	一時預かり事業利用料	保育の必要性があることの認定を受けていること
	病児保育事業利用料	
	ファミリー・サポート事業利用料	
	認可外保育施設利用料	

★給食費（副食費）の実費徴収・・・「無償化」ではありませんが、今回の無償化に併せて実施されます。

### 3 無償化の内容（主な項目を抜粋）

#### （1）保育料の無償化

認可施設を利用する1号認定と2号認定の保育料が無償化されます。

なお、3号認定の保育料も一部に限り無償化されますが、砺波市では既に無償としており、今回の無償化では該当ありません。

#### ア 対象者

	3～5歳		0～2歳
	教育・保育給付 1号認定	教育・保育給付 2号認定	教育・保育給付 3号認定
保育所		すべて	市民税非課税世帯
認定こども園	すべて	すべて	市民税非課税世帯
幼稚園	すべて		

※認可を受けた保育所、認定こども園及び幼稚園に通っている必要があります。  
（認可されていない施設に通う子どもの場合は、別に条件が必要です）

#### イ 無償化の対象額

保育料全額

■砺波市の利用者負担額徴収基準額表（1号認定・2号認定の場合）

階層		令和元年9月まで		令和元年10月から	
		1号認定 教育標準時間	2号認定 保育標準時間	1号認定 教育標準時間	2号認定 保育標準時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	市民税 48,600円未満	2,500円	8,500円	0円	0円
4	市民税 97,000円未満	6,300円	14,800円		
5	市民税 108,000円未満	8,100円	17,800円		
6	市民税 169,000円未満	11,900円	24,000円		
7	市民税 301,000円未満	14,700円	28,400円		
8	市民税 397,000円未満	16,300円	31,200円		
9	市民税 397,000円以上	18,000円	33,900円		

※2号認定の「保育短時間」も同様です

(2) 一時預かり（幼稚園型）利用料の一部無償化

1号認定の子どもが教育標準時間を超えて利用する一時預かり（幼稚園型）の利用料の一部が無償化されます。

保育所等の施設に入園していない子どもが緊急的に利用する「一時預かり事業」とは異なります。

ア 対象者

- ① 1号認定子どもの認定を得ていること
- ② 保育の必要性があり「施設等利用給付認定」を受けていること

「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」の違いについて  
 これまで1号認定・2号認定・3号認定と呼んでいた認定は「教育・保育給付認定」になり、これとは別に、新たに「施設等利用給付認定」の1号認定・2号認定・3号認定ができました。

■教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の違い（比較）

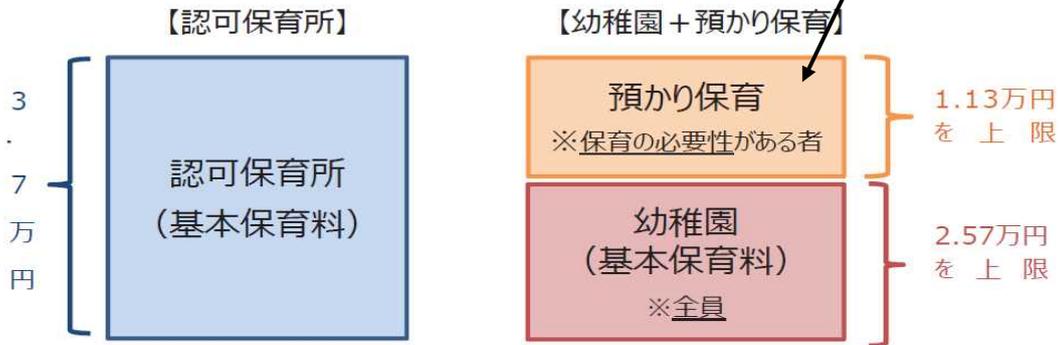
教育・保育給付認定	施設等利用給付認定	申請条件
1号認定	2号認定	・ 3～5歳 ・ 教育・保育給付の2号認定と同様に就労等の保育の必要性があること
	3号認定	・ 満3歳 ・ 市民税非課税世帯 ・ 教育・保育給付の2号認定と同様に就労等の保育の必要性があること
	1号認定	上記の2号認定・3号認定以外
2号認定	なし	申請できない
3号認定	なし	申請できない

イ 無償化の対象額（上限額）

無償化の対象となる金額の判定は月毎に行います。

そのため、今月分の未使用分を翌月に持越すことはできません。また、夏休み等の長期休業期間中も対象金額の上限額の考え方は変わりません。

- ・一時預かり（幼稚園型）等のサービス全体＝月額11,300円
- ・上記のうち、一時預かり（幼稚園型）分＝利用日数×450円



(3) 給食費（副食費）の実費徴収

給食費は白ご飯等の「主食費」とおかず等の「副食費」に分かれています。2号認定の副食費について、これまでの保育料に含めた徴収から実費徴収に変更します。



ア 対象者

2号認定の一部（一部徴収が免除されるため）

■ 変更後の給食費の徴収方法

	3～5歳				0～2歳	
	1号認定子ども		2号認定子ども		3号認定子ども	
	主食費	副食費	主食費	副食費	主食費	副食費
保育所			主食を持参	実費徴収	保育料に含む	保育料に含む
認定こども園	実費徴収	実費徴収	実費徴収	実費徴収	保育料に含む	保育料に含む
幼稚園	実費徴収	実費徴収				

イ 実費徴収の免除

副食費の実費徴収は条件を満たす場合に限り免除されます。

■副食費の免除の対象者（国基準）

- ・年収360万円未満相当の世帯のすべての子ども
- ・年収640万円未満相当の世帯の第3子以降の子ども
- ・年収に関係なく、同一世帯内で3人以上の子どもが施設等に同時に入園している場合の第3子以降の子ども

■副食費の免除の対象者（砺波市独自）

- ・年収に関係なく、第3子以降の子ども